

2014～2015 年度活動方針の中間総括と課題・補強（案）

「労福協の理念と 2020 年ビジョン」（2009 年）の折り返し点にあたる 2014 年度は、①貧困や多重債務のない社会に向けた取り組み（生活困窮者支援制度の構築、生活保護、奨学金問題など）、②労働運動、労働者自主福祉運動の連携による協同事業の利用促進や共助拡大——を重点課題に取り組み、10 月からは「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」を全国で展開している。

2015 年度は、2014～15 年度の中間点にあたっての成果や課題を踏まえた継承・発展をはかり、これから進めるキャンペーン活動の検証も反映させながら、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」のさらなる具現化、実践化を進める。

I. 社会的連帯を深める運動と政策の実現

1. 貧困や多重債務のない社会に向けて

（1）生活困窮者支援制度の構築と社会的包摶の推進

〔成果〕

○ 生活困窮者自立支援法が 2013 年 12 月 6 日に成立し、2015 年 4 月から新しい生活困窮者支援制度が全国で実施される。この間、5 つの労福協が参加してきたパーソナルサポートサポート・モデル事業などの実践が、就労準備支援・家計相談・学習支援等も含めて包括的なかたちで制度化され、国の財政措置が明記された。

○ 生活困窮者自立支援法が成立したことに呼応し、事業を担う人材の育成や交流、政策提言などを行うため、支援団体、自治体、研究者などによる緩やかなネットワーク組織として「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」が 2014 年 11 月 8 日に設立され、中央労福協も賛助団体として加入した。

〔進行中〕 2015 年 4 月施行に向けて、よりよい制度の構築をめざして自治体要請・協議、労福協の関わりの検討など各地で取り組みを進めている。（生活底上げ・福祉強化キャンペーンで取り組みを展開中）

〔課題〕

○（短期） 2015 年 4 月施行に向けて着実な体制づくりを進める。貧困ビジネスを参入させない仕組みを構築する。

○（次期制度改定に向けて）

- ① 支援メニューの拡大（任意事業の必須事業化）
- ② 対象者の拡大（社会的孤立への対応）
- ③ 財政基盤の確立（国の補助の引き上げ）

○（中長期戦略として）

- ① 支援の出口（中間就労や居場所）を地域で開拓し、地域づくりにつなげる。
- ② 貧困・困窮者を生み出さないための政策・制度の改善にフィードバックする。

③ 支援事業を担う協同組合や社会的企業が育つ仕組みやスキームを構築する。

(2) ナショナルミニマムの保障と社会的セーフティネットの充実

[現況] 生活扶助基準引き下げの第2弾が残念ながら実施された。引き下げの根拠となつた物価下落を厚労省は過大に算出した疑いが強く、専門家による検証が必要である。2015年4月に予定されている第3弾の引き下げは撤回し、むしろ物価上昇局面に合わせて生活扶助基準を引き上げるべきである。さらに、年末に向けて住宅扶助基準や冬季加算の引き下げが検討されており、阻止しなければならない。

国民生活への影響については、2014年度の住民税非課税限度額は維持できたが、2015年度も維持できるかどうか、年末の予算編成での焦点となる。就学援助制度へも一部の自治体で影響がでている。他の制度への波及については、政府が調査を行わないため実態は不明だが、影響を最小限度にするよう取り組みを継続中。

[成果／課題] 厚労省は、昨年の生活保護法改正の際に与野党修正した内容を反古にする省令案を出してきたが、多数の批判的パブコメにより、国会答弁、附帯決議を踏まえた内容への修正を勝ち取った。現場での徹底が課題である。

[進行中] 生活底上げ・福祉強化キャンペーンで、自治体要請、啓発活動などに取り組んでいる。

(3) 貧困の連鎖の解消をめざして～子どもの貧困、奨学金問題

① 子どもの貧困

[現況] 2012年の子どもの貧困率(16.3%)が初めて全体の貧困率(16.1%)を上回り、貧困の連鎖がより深刻となっている。政府は「子どもの貧困対策大綱」を閣議決定したが、貧困の削減目標は設定されず、既存政策の寄せ集めとなった。検討過程での当事者参加もあり期待もされたが、最終的には有識者会議の案からも大幅に後退し、給付型奨学金制度の創設なども見送られた。

[課題] 大綱の見直し(5年後)を待たずに、具体的な削減目標を定め、当事者参加のもとに実効的な施策の立案と実行に着手すべきである。また、大綱を受けて、自治体での計画策定が努力義務となるので、地域においての先導的な事例づくりも進めていく必要がある。

② 奨学金問題

[成果] 高校での給付型奨学金制度の創設(ただし、財源は高校無償化への所得制限の導入)、無利子奨学金の増加、延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長など、一部で改善がみられた。

[課題] 大学での給付型奨学金の導入は、子どもの貧困対策大綱の案(検討)からも削除された。所得連動型返済制度が検討課題になっているが、詳細制度設計はこれからである。一部改善がみられたとはいえ、本来的に奨学金に延滞金を課すのはおかしく、せっかくの返還猶予の延長も実務的にほとんど利用できないなどの問題も指摘

されている。

多くの若者が、教育費の高騰や雇用の不安定化・低所得化により、「奨学金」という名のローンを借りざるを得ず、返したくても返せない状況に置かれている。奨学金問題は、受益者負担主義にもとづく教育政策や、雇用破壊をもたらす労働政策の矛盾が象徴的に現れた構造的な社会問題である。

こうした認識に立ち、多重債務や貧困問題に取り組んできた労福協の重点課題として、奨学金問題を広く喚起し、法律家団体や市民団体などとも連携して社会運動していくことが必要である。

③ 司法修習生に対する給費実現の取り組み

〔成果〕 市民連絡会、日弁連、ビギナーズネットの三者で取り組んだ団体賛同署名は、1471団体、738個人の賛同を獲得し、前回（2010年）を上回り、新たに医師会等の医療関係、農協、青年会議所、消費者団体などにも理解と賛同が広がった。院内集会においても与党議員の参加が増え、超党派でという機運が高まっている。

〔進行中〕 現在、政府の法曹養成制度改革推進会議において、法曹養成制度の全般にわたり検討が行われており、2015年7月の最終提言に盛り込めるかどうかが焦点となっている。

（4）多重債務対策

〔成果〕 中央労福協をはじめとして成立に取り組んだ改正貸金業法の完全施行4年を経て、政府「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」で公表された各種指標でも同法および関連施策が着実に成果を上げていることを証明している。

〔現況〕 与党の一部で同法の見直し（改悪）の動向が継続している。

〔課題〕 改正貸金業法の見直しの動向については、運動の成果を後退させないためにも、引き続き関係各方面と連携し警戒モードで対応する必要がある。

今国会で附託されているカジノ解禁問題を含むIR法案については、ギャンブル依存症などの弊害をめぐって与党内でも賛否の議論が表面化しており、引き続き動向を注視していく。

（5）自殺対策

〔成果〕 政府が公表した各種指標においても各般の施策の一定の成果が見られる。

〔現況〕 ライフサポート活動の一環として、啓発・相談活動の取り組みを進めている。また、反貧困ネットワークやクレサラ被連携、ライフリンクなどとの連携のほか、全国24時間相談回線を持つ「よりそいホットライン」とも連携した取り組みを行つてきている。

〔課題〕 政府の自殺総合対策大綱の検証と地域における取り組み。

2. 消費者運動との連携の促進

(1) 悪質商法対策

[成果／課題]

- 消費者庁は平成 26 年版消費者白書で、消費者被害の推計値を公表した。それによると、昨年 1 年間の全国の消費者被害額は約 6 兆円。GDP の約 1.2% にも及び、家計支出の約 2.1% に相当する。消費者庁は、今後は毎年この推計を実施するとしており、消費者行政の道標となるような指標に育てていくことが必要である。
- 集団的消費者被害回復訴訟制度を創設する法律が 2013 年 12 月 4 日に成立した。これまで泣き寝入りするしかなかった消費者被害を回復するための画期的な制度である。施行までの 3 年間に国民に対して新訴訟制度の周知をはかるとともに、制度を実効あるものにするため、特定適格消費者団体への支援措置が講じられることが必要である。
- 景品表示法へ課徴金制度を導入する法案が 2014 年 11 月 19 日に成立した。不当表示による不当な利得を剥奪する課徴金制度は、消費者被害の防止はもとより公正で健全な市場の形成にも資するものであり、法施行後も制度の実効性について不断の評価を行い改善をはかっていくことが必要である。

(2) 消費生活相談員の待遇改善

[成果]

- 2014 年 6 月 6 日に成立した消費者安全法改正で、消費生活相談員が法的に位置づけられ、「消費生活相談員資格試験に合格した者」として国家資格化された。これにより一定の地位の向上も期待される。
- 消費者庁より 2014 年 6 月 24 日、都道府県知事に対して「雇い止め解消を含む消費生活相談員の待遇改善について」通知が発出された。さらに、総務省から臨時・非常勤職員等の任用に関する通知が 7 月 24 日に出され、消費生活相談員の雇止め防止、待遇改善にも活用できる内容となっている。

[課題] 上記の措置を活かし、実際に雇止め防止や待遇改善につなげていくことが必要である。

(3) 地域連携、消費者教育

[成果] 消費者安全法改正（2014 年 6 月）により、「消費者安全確保地域協議会」を設置し、消費者被害に遭いやすい高齢者などの見守りを行う地域の見守りネットワーク構築の仕組みが導入された。

[課題] 消費者教育地域推進協議会の設置はまだ少数に留まる。消費者教育推進法や消費者安全法改正による地域連携・消費者教育の仕組みを実際に機能させていくためには、消費生活協力員（見守り）や消費者市民サポーター（市民教育）など、地域でのトータルな人材育成がキーとなる。また、福祉や困窮者支援などによる地域づくり施策とも連携し、総合的な推進体制をつくる必要がある。

3. 連帯経済の促進に向けた政策の実現

〔成果〕 年次政策要求に盛り込み、政策反映への働きかけを進めてきている。

〔現況〕 協同組合憲章の制定、「協同労働の協同組合法」の制定、労働者福祉、協同組合に関する政策決定プロセス、運営への参画など、関係運動団体の取り組みを含め積極的に取り組まれているが、いずれも継続課題である。

4. 東日本大震災からの復興・再生に向けて

〔成果〕 いまだ復興・再生へ向けて困難な状況下で、震災の記憶の風化なども懸念される中、福島県労福協が加盟する「地産地消ふくしまネット（地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会）」のよびかけを受け 2011 年度から取り組んでいる全国労福協での福島県産果実の購入運動、2014 年度地方労福協事務担当者研修会における被災地視察・学習、I Y C 記念全国協議会の主催による復興に取り組む被災地協同組合への激励訪問と被災地支援を目的とした 2014 I Y C 支援隊への参加などに取り組んできているほか、年次政策要求に盛り込み、政策反映への働きかけを進めてきている。

〔現況〕 子ども・被災者生活支援法の制定から 2 年を経て、実効ある施策の実現に向けて政府の施策が注視されるところである。次項は継続課題。

- 食品中の放射性物質の検査・モニタリング調査
- 協同労働による仕事おこし
- 「公的就労・訓練制度」の創設
- 二重ローン等の住宅などの既存債務問題は、今後住宅再建などが本格化することが見込まれ、被災者の生活再建を支援する観点から国の施策の充実が求められる。

5. 防災・減災の取り組み

・2014 年 4 月号より「ニュースレター」で労働組合会員の取り組み紹介を開始した。

（成果） 各会員の取り組みが、将来の防災・減災の参考になっている。

6. 地球環境保護、食の安全

・環境フォーラムを神奈川県で開催(6/20～21)

II. 暮らしの総合支援（ライフサポート）

1. 暮らしの総合支援（ライフサポート）事業の体制づくりと着実な推進（総論）

〔現況〕 2005年8月より開始された「4団体合意」の推進実務者会議(事務局・連合)が、2008年以降開催されていなかったが、4団体のそれぞれの総括を踏まえ、新たな社会情勢に対応すべく、「4団体勤労者の暮らしにかかるサポート事業推進責任者会議」と同担当者会議の再開を確認し、9月24日に同責任者会議が開催された。今後以下の作業を行う。

- ①中央における4団体合意の総括検証作業。
- ②事業環境を見極めた、新たな合意づくりへ
- ③地域においても検証のための協議を呼びかけ（各地方労福協へのアンケート調査予定）

2. 生活・就労支援

〔現況〕 2014年度の生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体は254団体。このうち、新潟（新潟市、長岡市、上越市、新潟県〔未実施の市への対応〕）、千葉（野田市）、徳島県、山口（山口市、周南市）、沖縄県において、各地域の労福協が受託している。

関係者による「生活就労支援連絡会議」（P S連絡会議の発展継承）により情報共有を進めている。

3. フードバンク活動の普及・促進

〔成果〕 地域において、労福協やN P O、生協、ワーカーズコープなどと連携したフードバンク活動が広がっている。（埼玉、千葉、新潟、静岡、徳島、沖縄など）

〔課題〕 生活困窮者支援制度とも連携しつつ、フードバンク活動の促進をはかる。

4. 中小企業勤労者福祉の充実

〔進行中〕 自治体への政策要請、中小S Cにおける労金・全労済の利用促進など、生活底上げ・福祉強化キャンペーンの中で取り組みを進めている。

〔課題〕 ① 事業の魅力アップにつながるよう、地域での先進事例づくりと共有を進める。
② 未設置県での設置に向けて、中央からの後押しを含めて取り組みを強化していく。
(今年度は宮崎市に要請)
③ 中小企業勤労者福祉事業促進法（中小S Cに法的根拠を与える）制定に向けて、全福センターと連携した取り組みを進めていく。

5. 退職者・高齢者との連携・支援の活動

〔現況〕 労働団体・事業団体連携行動委員会の「共助拡大作業グループまとめ」（2013年9月）をベースに、退職者連合をはじめとする退職者団体とN P O団体との連携を進め、情報収集と加盟団体への情報提供・共有化を進めている。

〔課題〕 「ライフサポート友の会」（仮称）へ向けた取り組みを中心に、退職者連合との意見交換を進める。

III. 協同事業、労働者福祉運動の基盤強化

1. ポスト 2012 国際協同組合年を取り組み

〔成果〕 IYC 記念協（国際協同組合年記念全国協議会）の取り組みへの参画。

IYC 記念協主催の復興に取り組む被災地協同組合への激励訪問と被災地支援を目的とした 2014 IYC 支援隊への参加、福島県労福協が加盟する「地産地消ふくしまネット（地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会）」のよびかけを受けた全国労福協での福島県産果実の購入運動などに取り組んできている。

また、関連要望を政策要求に盛り込み、政策反映への働きかけを進めてきている。

〔課題〕 現下の協同組合の特性や自主性を無視した市場化万能の流れについての分析と必要に応じた対応が求められる。各論で注視すべき論点としては、農協改革等に伴う他の協同組合法制、協同組合税制への波及・影響などがある。「2012 年を国際協同組合年（IYC）とする」国連決議を踏まえ、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割などの認知を促進し、もって協同組合の価値を高める方向での改革が求められている。

2. 協同事業団体の利用促進・支援の取り組み

〔成果〕

- 昨年に引き続き労働組合の協同事業団体の利用促進に向けて、産別訪問を実施した。今年も、労金、全労済の中央推進委員会および中央労福協の三者連名の要請書を持って 3 団体帯同で要請を行った。その結果、これまで方針上記載のなかった産別での方針化が増加し、一定前進した。〔成果検証中〕
- 労働組合・事業団体合同会議を初の試みとして 10 月に開催。労金・全労済の両中央推進会議からのオブ参加を要請し、議長・副議長の参加と取り組み報告がなされた。産別からは自主福祉の取り組み報告が行われ、各事業団体からは労働運動との歴史的関係を含めて団体・業容紹介と利用促進の要請が行われた。
- 労組会議（7 月）の開催日程を 2 回に分け懇談会形式で開催。労働者自主福祉運動・協同組合運動の推進（協同組合と労働組合の連携強化・利用促進）および「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」などについて意見交換を行った。

〔進行中〕「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」の一環として地域展開が進行中である。

〔課題〕 産別訪問を踏まえ、キャンペーンで地域でも展開中であるが、地域段階での方針化の要請活動を拡大していくことが必要。また、中央段階でも、産別の学習会の一講座に「労働者自主福祉運動」を加えるよう要請をしていく。

3. 労働団体と事業団体との連携行動による共助拡大の取り組み

（1）「ライフサポート友の会（仮称）」の具体化

〔進行中〕 モデル地域の選定の前段のステップとして個別協議・検証作業へ

共助拡大に向けて、各加盟団体の会員、組合員の「拠り所の場」としての「ライフサポート友の会（仮称）」の具体化については、労金協会の共助拡大 WG 「勤労者の

セーフティネットとなる地域組織の形成」にオブザーバー参加し、労金協会のめざす「福利共済組織」とのすり合わせ議論を行ってきた。労金協会は、2014年10月以降、各級機関の議論を経て、施行準備を開始することから、中央労福協もこれらの動きを見ながら、調整・協議を進め連携していく。

当面、「ライフサポート友の会」(仮称)に向けて、ろうきん「勤労者互助会」会員と全労済共済利用者との「出会いの場」の可能性について、労福協が事務局を担っている地域について、関係団体との協議を行い、検証作業を進めていく。

〔課題〕 労金の団体会員と全労済の個人会員の違い、各地域特性の違い、個人情報の扱いなどの課題が鮮明になったことから、さらに個別の事情を検証するとともに、関係団体の協議を進めていく。

(2) 労働団体と事業団体との連携、協同組合間協同

〔進行中〕 労働組合と事業団体との連携および協同組合間協同に向けては、福祉強化キャンペーンの一環として、地域段階での議論、協議が行われ、「研究会」や「連携行動委員会」の立ち上げ、意見交換会の開催など、様々な取り組みが始まっている。また、生協を含めた協同組合間協議も開始されている。

4. 労働者福祉運動を担う人材の育成・教育活動

〔成果〕 2014年から理念歴史講座を全ブロックで実施。

「労働運動・労働者福祉運動の理念・歴史講座」は、労働組合の情勢や事業団体の発足してきた経過について理解を深め、職場・地域で運動の継続的な発展をはかるため、運動の伝承者となる人材の育成をめざしている。

- 北部ブロック 2014年～ 第1回
- 東部ブロック 2006年～ 第9期
- 中部ブロック 2013年～ 第2回
- 西部ブロック 2013年～ 第2回
- 南部ブロック 2013年～ 第2回

〔課題〕 より多くの方々に受講していただくために、今後は様々な地域(県単位)での開催をめざす。

〔成果〕 全労金・労済労連主催のシンポジウム開催への協力

全国40県を超す地域で開催された全労金・労済労連主催の「労働者福祉シンポジウム」には、全労金、労済労連の組合員にとどまらず地方連合会、地域の労働組合から多くの人が参加し「労福協の理念と2020年ビジョン」の理解が広まった。また、中央労福協は、シンポでの講師を派遣するなど協力してきた。

〔進行中〕 労働者自主福祉運動の学習用資材の作成・発行

「利用促進作業グループ」の結論であった労働者自主福祉運動の学習用資材を10月に発行し、今後、各地域での理念歴史講座、学習会、研修会などで活用を進めていく。

5. 新公益法人制度への対応

[成果] 2008年11月末現在、地方労福協の構成組織および関係団体の公益法人は130法人あった。これらの法人の移行期限となる2013年11月末には一般社団・財団に移行した法人は85、公益認定された法人が20、解散した法人（合併に伴う解散、NPO等に移行するため解散、事業終了による解散）は25となつたが、移行期限までにすべての法人が結果を出すことができた。

[課題] 法人運営と公益目的支出計画の実施

5月に実施したアンケート、7月に東京・大阪で開催した情報交換会により、①法人運営が主務官庁の監督から独立した運営ができるようになったが、ガバナンスと情報開示が求められ、理事および事務局の負担が増大した。②一般社団・財団で公益目的支出計画の実行が法人の正味財産の減少に大きく影響する。と2点の課題が鮮明となつた。

IV. その他

1. 生活底上げ・福祉強化キャンペーン

[進行中] 2002年度より中断していた「勤労者福祉強化月間」を名称変更して再開することを第3回幹事会（8/1）で確認。10～11月をコア期間（各地の実情に応じて設定）とし、全国共通のテーマとして①政策・制度要求と社会運動（生活困窮者支援制度の構築、生活保護問題、奨学金問題）、②協同事業団体の利用促進と共助拡大——を柱に、各地域の福祉課題を折り込みながら展開している。

[補強] 2015年度以降も「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」を継続実施することとし、各年度の活動計画において、テーマ設定や具体化をはかる。実施にあたっては、2014キャンペーンの成果や課題を検証し、今後のキャンペーン活動に反映していく。

2. 調査研究活動

[進行中] 地方労福協や事業団体などでこれまで取り組まれてきた生活意識などの調査研究テーマを労調協に委嘱し分析作業を実施した。これらの調査等の分析を踏まえ、今後の労福協の役割を検討する。その手段について、意識調査の実施の有無、テーマ設定などについて検討する。

[課題] 地方労福協が実施した調査等の情報や成果の共有の促進をはかる。

3. 労働組合税務対策

[成果] 「労働組合等の会計税務に係る実務マニュアル2012年版」に、発行後の税制改正を追加するため、改訂版を作成、ホームページに掲載した。また、千葉県労福協、茨城労福協が11月に労組を対象に税務研修会を開催した。

[課題] 税制は金融・経済状況等により毎年改正されており、新たに実務マニュアルの発行および税務研修会の開催を検討する。